

## 新市場予定地等(※)に、土地区画整理事業により搬入した 土の搬出元、搬入量及び試験の実施状況について

### 1 搬出元、搬入量及び試験実施回数

搬出元			搬入量 (千m <sup>3</sup> ) 2)	基準を満たした 案件 <sup>3)</sup>		基準を満たしてい ない案件 <sup>3)</sup>	
事業者 1)	工事件名	件数		件数	実施回数 <sup>4)</sup> —— 必要回数 <sup>5)</sup>	件数	実施回数 —— 必要回数
東京都	野川最下流部整備工事(世田谷区) 環状八号線南田中トンネル築造工事 (練馬区) 百人町都営住宅建設工事(新宿区)等	109	486	86	123 —— 121	23	100 —— 190
国土 交通省	環状2号線道路舗装工事(江東区) 放射34号線下部工事(江東区)等	5	7	5	7 —— 6	0	0 —— 0
首都高速 道路(株)	中央環状新宿線トンネル工事 (渋谷区・目黒区)等	19	190	11	77 —— 59	8	20 —— 46
東京 地下鉄(株)	13号線南池袋工区土木工事 (豊島区)等	10	326	1	6 —— 5	9	42 —— 162
小田急電鉄 (株)・東京急 行電鉄(株)	代々木上原駅・梅ヶ丘駅間 線増連 続立体交差工事(世田谷区・渋谷区) 等	5	24	1	2 —— 1	4	5 —— 14
	計	148	1,033	104	215 —— 192	44	167 —— 412

注(※) 新市場予定地等とは、新市場予定地(5、7街区)のほか、4街区、補助315号線を含む。

- 1) 事業者名は、現在の名称を記載した。
- 2) 搬入量は、土砂搬入整理券を基に推計した土量。土砂搬入整理券とは、搬入時にダンプトラック1台につき1枚回収して搬出元を確認するもの。1台当たりの積載土量を、5.5m<sup>3</sup>として換算している。
- 3) 「基準を満たした案件」は、受入れ基準を満たす回数の化学性状試験を行った搬出元  
「基準を満たしていない案件」は、受入れ基準が求める試験回数を満たしていない搬出元
- 4) 実施回数は、提出された証明書により確認した試験の回数
- 5) 必要回数は、受入れ基準が求める試験の回数

### 2 搬入時における試験

- ・事業者において、搬出元ごとに化学性状試験を実施
- ・提出されたすべての試験結果において、基準値を上回る汚染は認められなかった。